



福岡県 ギャンブル等依存症 対策推進計画

令和8年3月

はじめに

多くの方が公営競技やパチンコをはじめとするギャンブル等を娯楽の一つとして健全に楽しんでおられる一方で、のめり込むことにより、ご本人とご家族の日常生活や社会生活に支障をきたすだけでなく、多重債務や犯罪等の重大な社会問題につながる場合もあります。



また、ギャンブル等依存症は、早期の支援や適切な治療により、回復が可能な病気にもかかわらず、患者ご本人やご家族が依存症であると認識しにくいこと、医療機関や相談機関、自助グループなどの情報を得にくいことにより、必要な支援や治療につながりにくい状況にあります。

このため、県では、令和2年度に「福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」を策定し、ギャンブル等依存症の知識の普及や相談窓口の周知、相談体制や医療提供体制の整備に加え、医療機関や相談機関、自助グループなどの多機関が連携した支援体制を構築することで、より早期に適切な支援につなげるよう取り組みを進めてまいりました。

これまでの取り組みの成果や新たな課題を踏まえ、今回、公営競技のインターネット投票に対する依存症対策の強化に加えて、近年、社会問題となっているオンラインカジノの違法性の周知について、多機関と連携して新たにに取り組むことなどを盛り込んだ本計画の見直しを行いました。

今後も、ギャンブル等依存症を社会全体で取り組むべき重要な課題としてとらえ、関係機関の皆さまと連携を図りながら、ギャンブル等依存症対策を推進してまいりますので、県民の皆さまの一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

結びに、本計画の見直しに当たり、多大なご尽力を賜りました福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議委員の皆さまをはじめ、ご協力をいただいた全ての皆さまに心から感謝申し上げます。

令和8年3月

福岡県知事 服部 誠太郎

第1章 計画の概要

- 1 計画の位置づけ 1
- 2 計画の期間 1
- 3 他の計画との関係 1
- 4 計画の推進体制 1
- 5 ギャンブル等依存症の定義 1

第2章 ギャンブル依存症に関する現状とこれまでの取組

- 1 ギャンブル等に関する状況 2
- 2 ギャンブル等依存症について 6
- 3 ギャンブル等依存症に関連する諸問題 8
- 4 これまでの取組 9

第3章 県計画の基本的な考え方

- 1 基本理念 12
- 2 施策の方向性 12

第4章 具体的な取組

- 1 若年層に対する正しい知識の普及 14
- 2 一般県民向け普及啓発 16
- 3 不適切なギャンブル等の防止 18
- 4 違法ギャンブル（オンラインカジノ）の防止 20
- 5 相談体制の充実 21
- 6 医療提供体制の充実 25
- 7 多機関連携の構築 26

□各種相談先一覧

- 相談窓口（相談拠点、保健所、民間団体、医療機関、多重債務） 28

【参考資料】

- ギャンブル等依存症対策基本法 39
- ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議 47

本県では、SDGs(持続可能な開発目標)の推進を図っているところです。
本計画に基づく取組は、SDGsの「目標3. すべての人に健康と福祉を」
の実現に資するものです。



第1章 計画の概要

1 計画の位置づけ

本計画は、基本法第13条第1項の規定に基づき、本県が取り組むギャンブル等依存症対策の基本的な計画として位置付けます。

2 計画の期間

令和8（2026）年度から令和10（2028）年度までの3年間とし、取組の進捗状況や社会情勢の変化、国基本計画の動向などを踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

3 他の計画との関係

福岡県保健医療計画、福岡県アルコール健康障がい対策推進計画、福岡県自殺対策計画における施策と整合性を図るものとします。

4 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、行政、警察、学校、司法、事業者、医療機関及び地域の自助グループをはじめとする民間団体などの関係者が連携して対策を推進していくため「福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議」を組織し、本計画の推進に取り組みます。

5 ギャンブル等依存症の定義

基本法第2条において、ギャンブル等依存症を、「ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態」と定義されています。

現在、国内の医療機関等で汎用されている精神科診断基準には、ICD※1ならびにDSM※2があり、ギャンブル等依存症はこれらの基準に基づいて診断されています。ICD-10での分類では、「病的賭博」に、DSM-5での分類では、「ギャンブル障害」に位置づけられています。

※1 世界保健機関(WHO)が身体・精神疾患に関する世界共通の分類確立を目指して作成した「国際疾病分類」のこと。

※2 アメリカ精神医学会が作成した精神疾患の診断基準である「精神疾患の分類と診断の手引き」のこと。

第2章 ギャンブル等依存症に関する現状とこれまでの取組

1 ギャンブル等に関する状況

(1) 公営競技の現状

県内においては、競馬（小倉）、競輪（小倉、久留米）、オートレース（飯塚）、モーターボート競走（若松、芦屋、福岡）の公営競技場があります。[表1]

公営競技は、その場に行かなくても地方の場外発売所やインターネットにより、全国どこからでも投票券を購入できるため、引き続き売上の増加傾向がみられます。[図1]

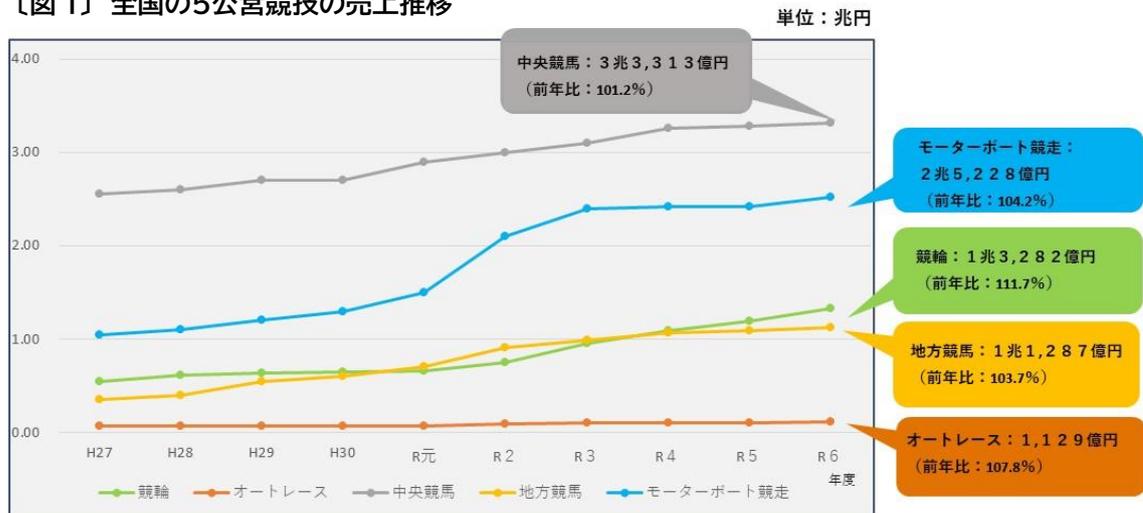
公営競技は、20歳未満の者の投票券の購入を禁止しています。

[表1] 全国及び県内の競技場の数(うち場外発売所数)

競技	全国	福岡県	全国に占める割合
中央競馬JRA (R7.5月現在)	108 (98)	2 (1)	1.85%
地方競馬 (R7.5月現在)	99 (84)	1 (1)	1.01%
競輪 (R7.5月現在)	113 (70)	6 (4)	5.31%
オートレース (R7.5月現在)	40 (35)	2 (1)	5.00%
モーターボート競走 (R7.5月現在)	107 (83)	6 (3)	5.61%

出典：各公営競技事業者の公表データから作成

[図1] 全国の5公営競技の売上推移



出典：各公営競技事業者の公表データよりグラフ化

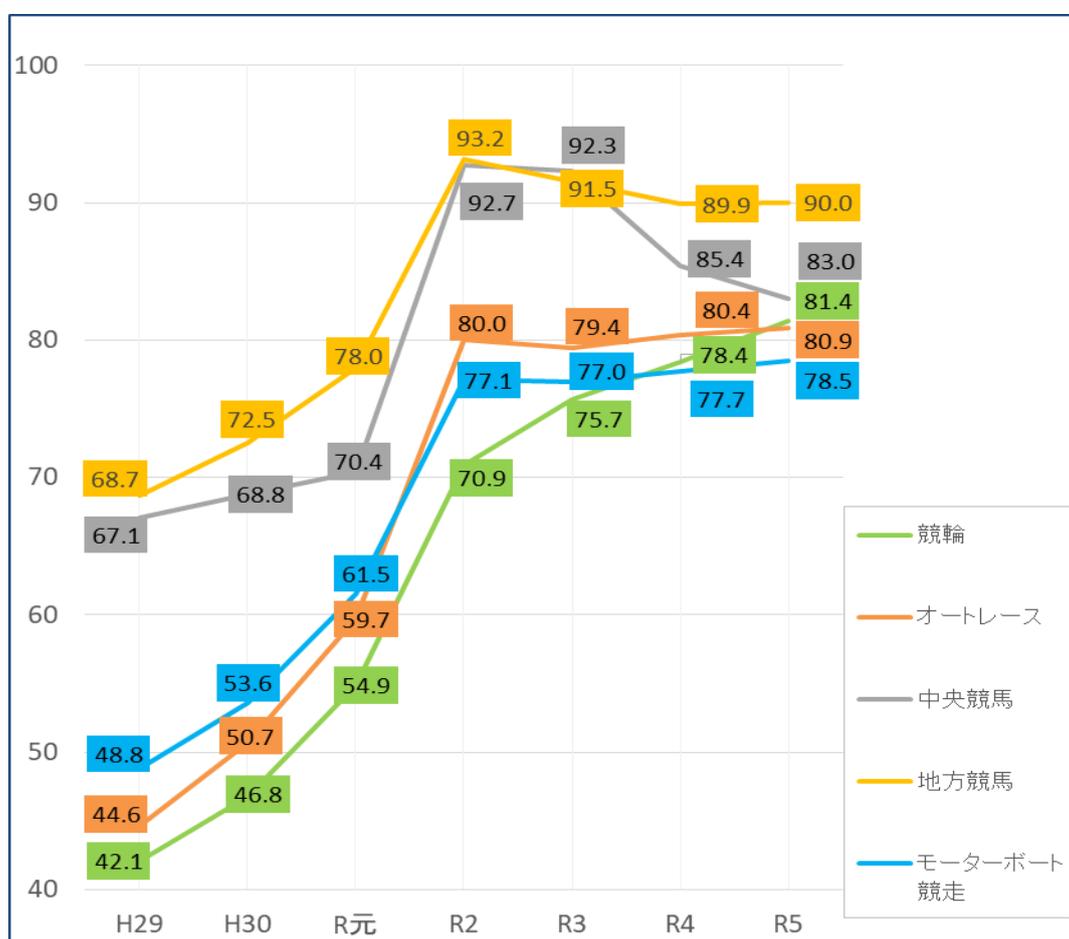
(2) 公営競技におけるインターネット投票の利用について

新型コロナウイルス感染症の拡大の影響により、各公営競技において、インターネット投票の割合は、平成29年から比較すると増加し、令和5年度は、8割～9割がインターネット投票によるものとなっています。〔図2〕

公営競技主催者は、インターネット投票におけるアクセス制限について、ギャンブル等依存症である者又はその家族からの申告に基づき利用停止措置を実施しています。また、インターネット投票のログイン画面においては、ギャンブル等依存症に関する注意喚起の表示や相談窓口の案内を掲載しています。

〔図2〕 全国の売上に占めるインターネット投票割合の推移

(単位:%)



出典:ギャンブル等依存症対策 都道府県説明会資料(R6.11)

(内閣官房ギャンブル等依存症対策推進本部)

(3) ぱちんこ等遊技の現状

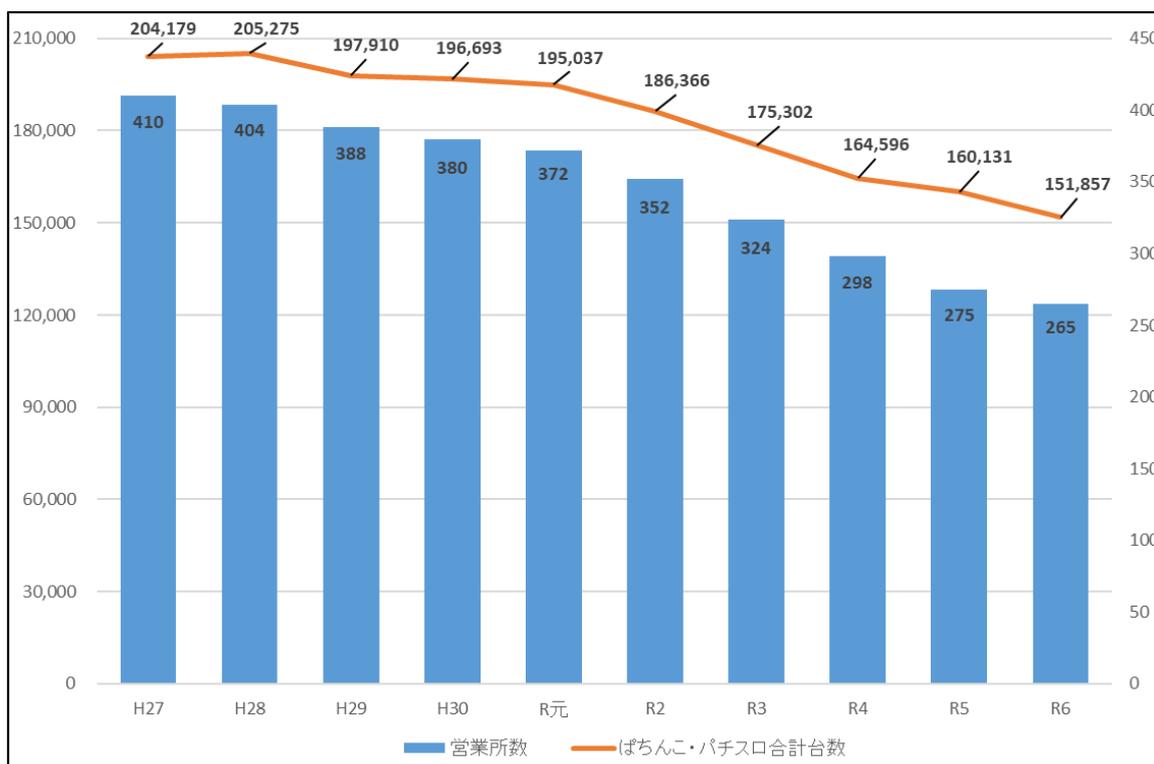
県内のぱちんこ営業所は、令和6年12月末日時点では265か所、遊技機の設置台数は、ぱちんこ・パチスロを合わせて15万台余となっています。県内における遊技場の店舗数、遊技台数ともに減少傾向にあります。〔図3〕

ぱちんこ営業所は18歳未満の者の立入りを禁止しています。

〔図3〕 県内のぱちんこ営業所数及び遊技機設置台数の年次推移

(単位:台)

(単位:ヶ所)



出典:全日本遊技事業協同組合連合会資料よりグラフ化

(4) オンラインカジノに関する状況

日本国内でオンラインカジノに接続して賭博を行うことは犯罪です。[表2]しかし、近年、違法なギャンブルである「オンラインカジノ(※)」の検挙数が急増しています。[表3]

※ オンラインカジノは、インターネットを利用して行われるバカラ、スロット、ポーカー、スポーツベッティングなど違法な賭博行為のこと

[表2] オンラインカジノに関連する法律および罰則

内容	根拠条文	罰則
賭博罪	刑法185条	賭博をした者は、50万円以下の罰金又は科料
常習賭博罪	刑法186条1項	常習して賭博をした者は、3年以下の懲役

[表3] オンライン上で行われる賭博事犯の検挙件数(全国)

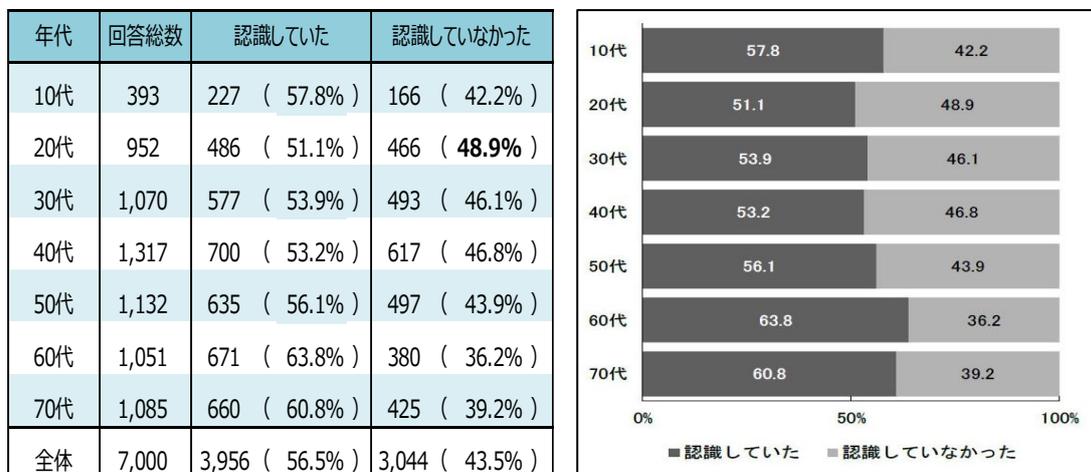
年度	検挙件数
令和4年度	59人 (うち無店舗のもの1人)
令和5年度	107人 (うち無店舗のもの32人)
令和6年度	279人 (うち無店舗のもの227人)

出典:警察庁ホームページ

また、警察庁が令和6年度に実施した「オンラインカジノの実態把握のための調査研究」によると、全体の43.5%が「違法性を認識していなかった」と回答し、年代別に見ると、特に20代の違法性の認識率が低くなっています。

[図4]

[図4]オンラインカジノの違法性の認識の有無



出典:令和6年度オンラインカジノの実態把握のための調査研究(警察庁)

2 ギャンブル等依存症について

- 独立行政法人国立病院機構久里浜医療センターが実施した、令和5年度「ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査」では、ギャンブル等依存が疑われる者の割合は1.7%と推測しており、福岡県の人口（令和5年）で換算すると、約5万8千人となります。[表4]

[表4]ギャンブル等依存症が疑われる者の割合

	福岡県人口※1	ギャンブル等依存症が疑われる者の割合	推計値
ギャンブル等依存が疑われる者 (PGSI※2 8点以上、過去1年以内)	3,407,900人	1.7%	約58,000人

出典:令和5年度ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査
(国立病院機構久里浜医療センター)

※1 福岡県オープンデータサイト「福岡県の人口と世帯(推計)-令和5年10月1日現在-」における18～74歳の福岡県人口で算出

※2 PGSI (Problem Gambling Severity index)は、一般住民を対象とした疫学調査で使用するために開発されたテスト。8点以上の者を「ギャンブル等依存症が疑われる者」としている。

- 性別・年代ごとのギャンブル等依存が疑われる者の割合を見ると、性別では男性の割合が高く、年齢別では40代が最も高く、次いで30代が高くなっています。[表5]
- ギャンブル等依存症の問題を抱えている当事者の平均年齢、習慣的にギャンブルを行うようになった平均年齢は20代前半となっています。また、借金の経験は、「あり」が約9割となっており、ギャンブルに関連した借金の額は平均値が654万円となっています。[表6]
- ギャンブル等の依存の問題に気づいてから病院や相談機関を利用するまでの期間は平均で2.9年、相談機関につながったきっかけは約半数が「家族にすすめられた」となっています。[表6]

【表 5】 性別・年代ごとのギャンブル等依存症が疑われる者の割合

年代	男性	女性	全体
18-19歳	0 (0.0%)【 78 】	0 (0.0%)【 84 】	0 (0.0%)【 162 】
20-29歳	8 (2.1%)【 390 】	1 (0.2%)【 562 】	9 (0.9%)【 952 】
30-39歳	21 (3.7%)【 564 】	6 (0.9%)【 705 】	27 (2.1%)【 1,269 】
40-49歳	35 (4.4%)【 792 】	5 (0.6%)【 897 】	40 (2.4%)【 1,689 】
50-59歳	20 (2.2%)【 903 】	8 (0.8%)【 1,022 】	28 (1.5%)【 1,925 】
60-69歳	21 (2.3%)【 908 】	3 (0.3%)【 902 】	24 (1.3%)【 1,810 】
70-74歳	10 (1.9%)【 519 】	2 (0.4%)【 486 】	12 (1.2%)【 1,005 】
全体	115 (2.8%)【 4,154 】	25 (0.5%)【 4,658 】	140 (1.6% [*])【 8,812 】

※ 【】は有効回答者数

*年齢調整前の%

出典:令和 5 年度ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査
(国立病院機構久里浜医療センター)

【表 6】 公的な相談機関の利用者を対象としたギャンブル等依存症問題を抱える当事者回答

項目	当事者回答
ギャンブル開始の平均年齢	20.2歳
月1回以上の習慣ギャンブル開始の平均年齢	22.7歳
ギャンブルに関連した借金経験	借金経験あり:141名(89.8%) 借金経験なし:16名(10.2%)
ギャンブルに関連した借金の額	中央値:400万円 平均値:654万円
依存の問題に気づいてから病院や相談機関を利用するまでの期間	平均2.9年(34.5か月)
相談機関につながったきっかけ	第1位:「家族にすすめられた」51.2% 第2位:「自分からHPなどで探した」32.5% 第3位:「医療機関ですすすめられた」13.8%

出典:令和 5 年度ギャンブル障害およびギャンブル関連問題の実態調査
(国立病院機構久里浜医療センター)

3 ギャンブル等依存症に関連する諸問題

ギャンブル等依存症は、本人だけでなく、その家族等の日常生活や社会生活に支障を生じることがあります。その結果、ギャンブル等を原因とする多重債務や生活困窮といった経済的問題に加えて、家庭内の不和や虐待などの家庭問題、自殺、犯罪などの社会的問題を生じることがあります。

① 多重債務

賭け金を確保するために、借金を重ねることで多重債務を抱えることになる場合があります。

② 生活困窮

賭け金を確保するために、生活費を使い込むことで生活困窮に陥る場合があります。

③ 配偶者等への暴力（DV）、児童虐待

賭け金を確保するために、家族など大切な人の信頼を裏切ったり、家族に対する身体的暴力や生活費を渡さないなどの経済的暴力、子どもに必要な教育を受けさせないといった虐待を行うなど、家庭問題に発展する場合があります。

④ 犯罪

賭け金の確保を目的とした、窃盗（家庭内での窃盗も含む）、詐欺等の犯罪に至る事例も見受けられます。

⑤ 自殺

ギャンブル等による金銭問題や健康状態の悪化、家族・友人との不和など様々な要因によって精神的に追い込まれ、自殺に至るケースがあります。

また、国の自殺総合対策大綱では、うつ病、アルコール依存症、ギャンブル依存症等のハイリスク者対策を推進し、「適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする」ことが重点施策とされています。

4 これまでの取組

<重点目標1> ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防します。		
目標内容	実施内容	実績
① 若年層に対する正しい知識の普及	ア 高等学校、大学等に対する啓発資料の提供及び活用の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校、大学、専修学校等に対し、啓発冊子を配布 ・高等学校において、学習指導要領に基づき、保健体育科で依存症についての授業を実施
	イ 親や家族に対するギャンブル等依存症への適切な対応の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・高等学校等に対して啓発リーフレットを夏休み前に配布し、生徒及び保護者へ周知
② 一般県民向けの普及啓発	ア 県の広告媒体を用いた普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・ギャンブル等依存症問題啓発週間に、民間団体と連携し、県庁ロビー展の開催及び博多駅前街頭啓発を実施 ・県ホームページや公式LINE、公式X、テレビ、ラジオ等でギャンブル等依存症等の情報発信
	イ 講演会の開催	<ul style="list-style-type: none"> ・県民向けにギャンブル等依存症講演会を開催
③ 不適切なギャンブル等の防止	ア インターネット投票における依存症対策の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・公営競技主催者において、公営競技広告・宣伝指針に沿った広告宣伝、のめり込み防止に関する取組を実施 ・「ギャンブル等依存症対策連携会議」を開催し、公営競技主催者や福岡県遊技業協同組合の取組の内容について協議・情報交換

<p><重点目標2> ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、予防、相談、治療、回復支援に至る切れ目のない支援体制を整備します。</p>		
目標内容	実施内容	実績
① 相談体制の充実	ア 行政、公営競技主催者及び自助グループ等民間団体による相談窓口の設置及び周知	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターや保健所において、当事者や家族等への相談支援を実施 ・公営競技主催者や福岡県遊技業協同組合において、相談窓口を設置し、ポスター掲示やリーフレット配架等の周知を実施 ・民間団体において、電話、メール、オンラインでの相談を実施 ・相談先や自助グループを始めとする民間団体等を掲載した冊子を行政機関や公営競技主催者や福岡県遊技業協同組合等へ配布し、相談窓口を周知
	イ 相談に対応するための人材育成	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターにおいて、行政機関等を対象に依存症支援者研修会を実施
② 医療提供体制の確保	ア 各保健医療圏域に1か所以上の専門医療機関の選定及び周知	<ul style="list-style-type: none"> ・新たに専門医療機関（※1）を選定
	イ 医療従事者の診療の質の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・治療拠点機関（※2 太宰府病院）において、精神科医療従事者を対象とした依存症医療研修を実施
③ 多機関連携の構築	ア 相談から必要な支援につなげる体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉センターや保健所等における相談支援において、必要に応じ専門医療機関や自助グループ等民間団体、その他専門性を有する機関へ紹介するとともに連携した支援を実施 ・精神保健福祉センターにおいて、依存症回復支援プログラムを実施
	イ 福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議を活用した連携の構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における多機関連携による支援体制の構築のため、「ギャンブル等依存症対策連携会議」を開催し、協議を実施 ・多重債務・貧困・虐待等の施策との連携構築のため「ギャンブル等依存症対策庁内連携会議」を設置し、協議を実施

- (※1) 専門医療機関 ギャンブル等依存症に関する専門的な医療を提供できる医療機関のことで、国の基準に基づき県または、政令指定都市が選定します。
- (※2) 治療拠点機関 ギャンブル等依存症専門医療機関の連携拠点としてギャンブル等依存症に関する取り組みの情報発信や、医療機関を対象とした研修を実施する医療機関のことで、専門医療機関の中から国の基準に基づき県が選定します。

- 近年、時間や場所を選ばずにアクセスできるオンラインによるギャンブルが増えています。オンラインでのギャンブルは、金銭を賭けている感覚が乏しく短期間に多額の借金を抱える傾向があり、ギャンブル等依存の問題がさらに増していくおそれがあります。このため、公営競技におけるインターネット投票のアクセス制限やオンラインカジノの違法性と併せて、依存症に関する知識や相談窓口等の周知について、関係機関と連携して行っていく必要があります。
- 専門医療機関の増加や相談窓口の周知により、専門医療機関の受診者数及び相談機関への相談件数は増加していますが、国調査による推計値と比較すると少ないため、引き続き相談・受診しやすい体制整備や効果的な周知を行っていく必要があります。
- 受診者・相談者は 20～40 代の男性が多いため、若年者や働く世代を対象としたギャンブル等依存症についての普及啓発を強化していく必要があります。
- 相談者の多くが借金の問題を抱えていることから、司法書士等と連携した相談対応が必要です。

第3章 県計画の基本的な考え方

1 基本理念

- (1) ギャンブル等依存症の予防、並びに発症、進行及び再発の各段階に応じた適切な対策を実施します。
- (2) ギャンブル等依存症である者とその家族が、円滑な日常生活及び社会生活を営むことができるように総合的な支援を行います。
- (3) 多重債務、生活困窮、配偶者等への暴力、児童虐待、犯罪、自殺等の関連問題に関する施策との連携を図ります。

2 施策の方向性

重点目標1 ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防します。

目標内容	実施内容
1 若年層に対する正しい知識の普及	○高等学校、大学等に対する啓発資料の提供及び活用の促進 ○親や家族に対するギャンブル等依存症への適切な対応の周知
2 一般県民向け普及啓発	○SNS等県の広告媒体を用いた普及啓発 ○講演会の開催
3 不適切なギャンブル等の防止	○インターネット投票における依存症対策の強化
4 違法ギャンブル(オンラインカジノ)の防止	○多機関と連携したオンラインカジノの違法性等の啓発及び取締の強化

重点目標2 ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、相談、治療、回復支援、再発防止に至る切れ目ない支援体制を整備します。

目標内容	実施内容
5 相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○行政、公営競技主催者等及び自助グループ等民間団体による相談窓口の設置及び周知 ○相談に対応する人材の育成
6 医療提供体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○専門医療機関の選定及び周知 ○医療従事者の診療の質の向上
7 多機関連携の構築	<ul style="list-style-type: none"> ○相談から必要な支援につなげる体制の整備 ○相談拠点機関と司法書士等との連携の強化 ○福岡県ギャンブル等依存症対策連携会議を活用した連携の強化

第4章 具体的な取組

重点目標 1

ギャンブル等依存症に関する知識の普及を徹底し、将来にわたるギャンブル等依存症の発生を予防します。

1 若年層に対する正しい知識の普及

<現状・課題>

- 高等学校学習指導要領に基づき、保健体育の授業においてギャンブル等依存症も含めた精神疾患が及ぼす健康への影響を含めて取り上げています。また、家庭科の授業では消費者教育を実施しています。
- 県では、授業への活用や、保護者等への周知を目的に、ギャンブル等依存症を解説したリーフレットや相談窓口等を掲載した啓発冊子を、県内の高等学校のほか、大学等に配布しています。
- ギャンブル等の開始年齢は20歳前後が多いため、引き続き高校生や大学生等に対する啓発を強化していく必要があります。また、親や家族に対しても、依存症の適切な対応を周知する必要があります。

<具体的な取組>

- 高等学校、大学等における教育の推進
- ① ギャンブル依存症に関する健康教育を行います。
【体育スポーツ健康課、高校教育課、青少年政策課、私学振興課】
- ② 学習指導要領の改訂を踏まえ、学校教育においてギャンブル等依存症に関する指導を行うことを目的に平成30年度に文部科学省が作成した教師用指導参考資料について周知し、活用を促します。
【体育スポーツ健康課】
- ③ 18歳、19歳の若年者が一人で有効な契約をすることができるため、高校生等を対象に学校と連携し、契約の基本や家計管理などの実践的な消費者教育を行います。
【生活安全課、高校教育課、青少年政策課、私学振興課】
- ④ 学校関係者、教員等を対象としたギャンブル等依存症に関する講話等を行います。

【精神保健福祉センター、保健所、体育スポーツ健康課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、私学振興課、青少年政策課】

- ⑤ 大学及び専修学校の入学オリエンテーションなどにおいて、ギャンブル等依存症による健康や生活への影響等について正しい理解の啓発を促進します。

【精神保健福祉センター、保健所、こころの健康づくり推進室、青少年政策課、私学振興課】

○ 家庭における啓発の推進

- ① 本人の金銭管理や借金整理の対応について、親や家族も共有することで、依存症の適切な対応を周知します。

【精神保健福祉センター、こころの健康づくり推進室、体育スポーツ健康課、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、私学振興課、こども福祉課】

- ② ギャンブル等依存症の防止及び保護者自身が依存症になった場合のこどもに与える影響について、啓発資料の作成・配布などによって周知を図ります。

【精神保健福祉センター、こころの健康づくり推進室、高校教育課、義務教育課、特別支援教育課、私学振興課、こども福祉課】

2 一般県民向け普及啓発

<現状・課題>

- ギャンブル等依存症は本人が病気であるとの認識が持ちにくいいため、県民が依存症に関する正しい知識を身に付け、理解を深めることで、依存症であることに気づき、本人や家族が必要な支援等に繋がる必要があります。
- このため、県では、ギャンブル等依存症問題啓発週間における県庁ロビー展の開催、講演会の開催、啓発資材の作成・配布などの取組を実施し、依存症の正しい理解の促進や相談窓口の周知を推進しました。
- 関係事業者においても、ギャンブル等依存症の相談窓口を掲載した冊子を公営競技場やぱちんこ営業所の来場者に配布しています。
- 県内精神保健福祉センターの相談者は 20 代 30 代の男性が多いことから、今後、働く世代を対象とした効果的な啓発を強化していく必要があります。

<具体的な取組>

- **ギャンブル等依存症に関する知識の普及啓発**
- ① 県民がギャンブル等依存等に関心を持ち、ギャンブル等依存症が、自分の意志ではやめられない脳の病気であることなどについて正しく理解してもらうため、ギャンブル等依存症問題啓発週間（毎年 5 月 14 日から 20 日）等の機会を通して、講演会等の開催や啓発資材の作成・配布、動画・SNS 等を活用した周知を図ります。
【精神保健福祉センター、保健所、こころの健康づくり推進室】
- ② 家族等が、患者本人に対し適切に対応できるよう、また早期に相談支援につながるようリーフレットを作成し、会議や研修会の機会を通じ啓発するとともに相談対応を行う担当者等に配布します。
【精神保健福祉センター、こころの健康づくり推進室、こども福祉課、男女共同参画推進課、生活安全課、障がい福祉課、保護・援護課、福祉総務課】
- ③ ギャンブル等依存症を解説したリーフレットを公営競技場やぱちんこ営業所の来場者等に配布します。
【精神保健福祉センター、こころの健康づくり推進室】

○ 職場教育の推進

- ① 企業、団体の職員、特に新たに社会人となった若い世代に対してギャンブル等依存症に関する正しい知識について予防教育や啓発を実施します。

【精神保健福祉センター、こころの健康づくり推進室】

3 不適切なギャンブル等の防止

<現状・課題>

- ギャンブル等へのめり込んでしまう等不適切なギャンブル等を防止するためには、関係事業者の取組が不可欠です。公営競技は 20 歳未満の投票券の購入が禁止され、ぱちんこは 18 歳未満の立入りが禁止されており、関係事業者において広報活動や声かけ、年齢確認等を行っているほか、本人や家族の申告による入場・入店制限を行っています。
- 公営競技主催者においては、インターネット投票におけるアクセス制限や、購入限度額の設定等の運用を整備するとともに、周知を行っています。
- 近年、公営競技の売上に占めるインターネット投票の割合は 8~9 割となり、オンライン化が一層進行していることから、引き続き、インターネット投票に対する対策を強化する必要があります。

<具体的な取組>

- ① 射幸心をあおるものにならないよう、広告・宣伝に関する指針等に沿った広告・宣伝となるよう働きかけます。
- ② 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 16 条に基づき、ぱちんこ営業者が、その営業につき、営業所周辺における清浄な風俗環境を害するおそれのある方法で広告又は宣伝が行われぬよう指導を行います。
【県警】
- ③ 公営競技場、場外発売所、及びぱちんこ営業所のホームページ等で、のめり込み防止に関しての注意喚起を行います。
- ④ 公営競技場及びぱちんこ営業所においては、入場年齢について、広報活動（新聞、雑誌、公共交通機関等での広告、パンフレット、テレビコマーシャル等）において注意喚起し、周知を行います。また、警備員、従業員の巡回、監視カメラ等により、入場年齢に満たないと思われる者が入場していることを確認した場合は、声掛けや年齢確認、保護者同伴の確認を実施します。
- ⑤ 公営競技主催者においては、インターネット投票利用者に対し、引き続きアクセス制限の周知を行うとともに、のめり込む可能性があることについても注意喚起を促します。また、相談拠点や専門医療機関におけ

る相談においてアクセス制限を積極的に紹介してもらうなど、連携を強化します。

- ⑥ 本人又はその家族からの申告に基づき、公営競技場やぱちんこ営業所への入場制限を行います。
- ⑦ ぱちんこ営業所においては、「自己申告プログラム（※1）」及び「家族申告プログラム（※2）」のほか、チェーン店において一括申告が可能であることについて、さらなる周知を図ります。

（※1）自己申告プログラム 本人が1日の遊技使用上限金額等を申告し、上限に達した場合、従業員が当該者に警告する制度のこと

（※2）家族申告プログラム 家族が、本人の入店制限を申込み、本人がぱちんこ営業所へ入店した場合は退店を促す声かけをする制度のこと

- ⑧ のめり込み防止のため、ぱちんこ営業所に設置している ATM 等については、順次撤去等を推進します。
- ⑨ 公営競技場等の従業員の人材育成の一環として、ギャンブル等依存症に関する知識の習得の研修をおこないます。

4 違法ギャンブル（オンラインカジノ）の防止

<現状・課題>

- 近年、オンラインカジノ等の違法ギャンブルの検挙数が増加しており、これに伴う依存症の問題が強く指摘されています。
- そのため、取締りに加え、オンラインカジノの違法性等について広報啓発等の対策を推進する必要があります。

<具体的な取組>

- ① オンラインカジノ等違法に行われるギャンブル等の取締りを強化します。

【県警】

- ② 多機関で連携し、オンラインカジノの違法性等について幅広い年齢層に広報啓発を行うとともに、インターネットの適正利用等についての青少年への教育・啓発を推進します。

【県警、生活安全課、青少年育成課、義務教育課、特別支援教育課、高校教育課、私学振興課、青少年政策課】

重点目標2

ギャンブル等依存症である者とその家族が、日常生活や社会生活を円滑に営むことができるよう、相談、治療、回復支援、再発防止に至る切れ目ない支援体制を整備します。

5 相談体制の充実

<現状・課題>

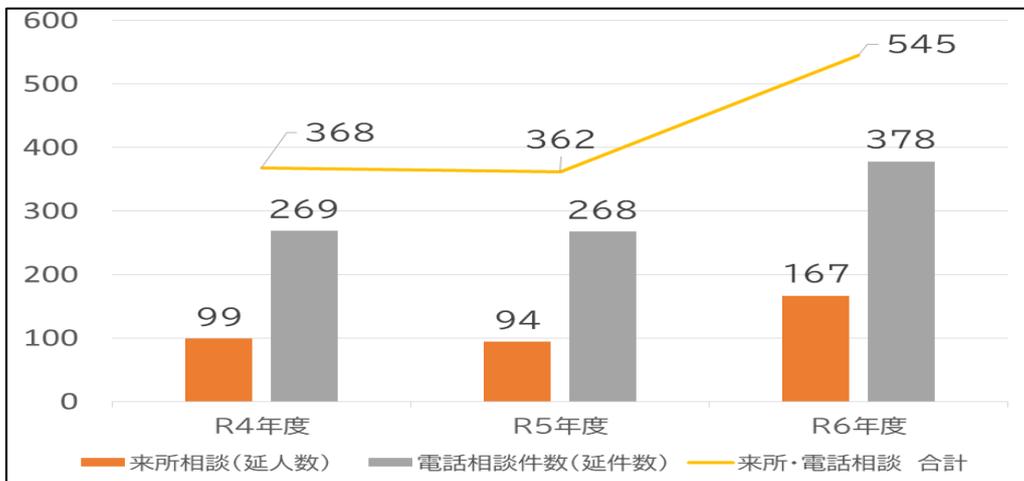
① 依存症に関する相談支援等

- 依存症相談拠点機関である県及び政令市の精神保健福祉センターや保健所において依存症に関する相談に対応しており、相談件数は増加傾向にあります。〔図5〕〔図6〕そのため、関係機関と協力のうえ、相談窓口の周知に努める必要があります。
- 令和4～6年度までの県内精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存に関する来所相談の新規相談者は、男性が93%、年齢は20代と30代で約6割を占め、そのほとんどが借金の問題を抱えています。〔図7〕そのため、債務整理等、借金問題の解決方法も含めた回復支援を実施していく必要があります。

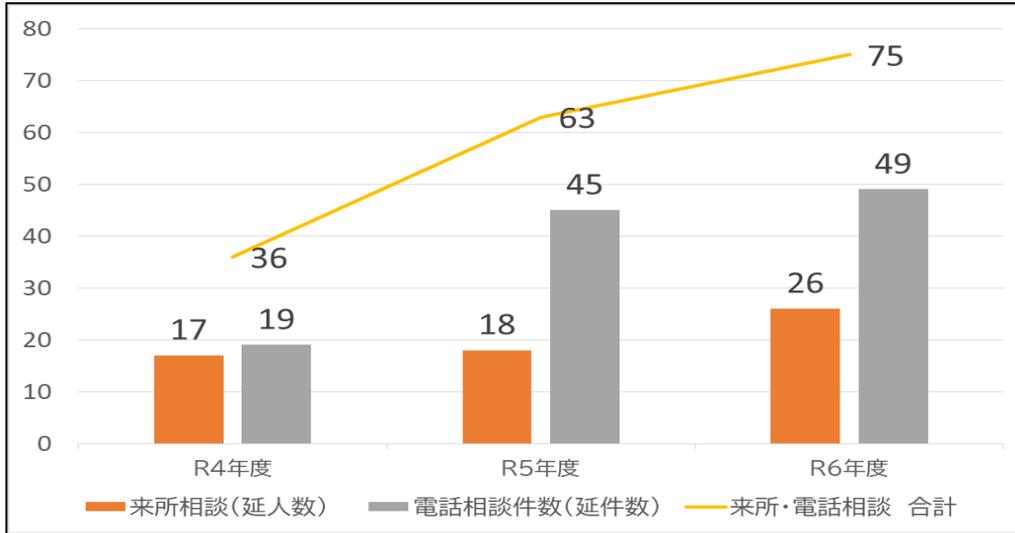
② 人材育成

- 市町村、関係機関職員などギャンブル等依存症である者やその家族の回復支援に携わる者を対象とした支援者研修等を実施しています。
- 支援者が、ギャンブル等依存症は回復が可能であることを十分に認識した上で、本人や家族の状況に応じ関係機関と連携した適切な支援ができるよう、引き続き、地域において本人や家族等からの相談に応じる機会のある関係機関職員の対応力向上を図る必要があります。

〔図5〕 県内精神保健福祉センターにおける相談件数（福岡県・福岡市・北九州市）

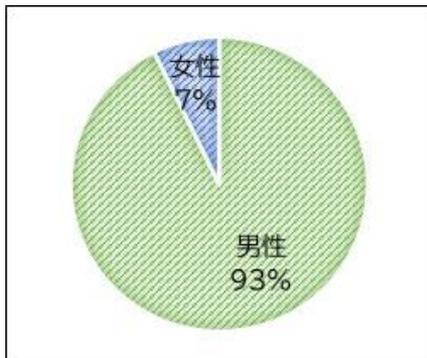


〔図 6〕 県内保健所における相談件数

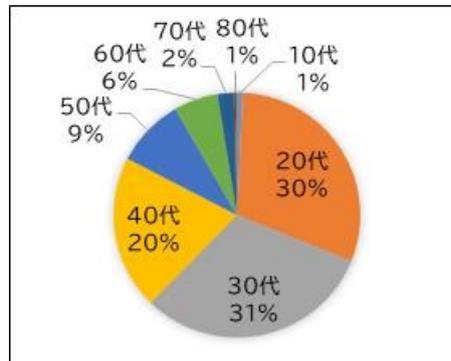


〔図 7〕 県内精神保健福祉センターにおける新規来所相談者の状況(福岡県・福岡市・北九州市)
【令和4年度～令和6年度の新規来所相談者 277 名(実人数)】

<相談者対象者の性別>

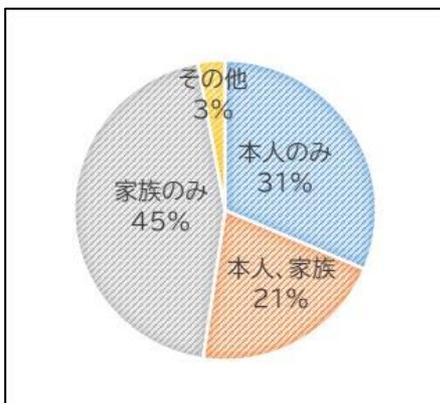


<相談対象者の年齢>

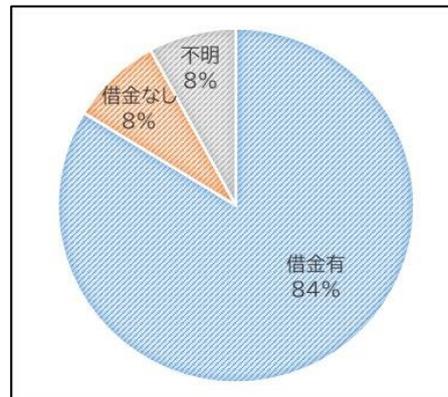


※上記は年齢不明の 1 名は除いて集計

<相談者対象者の続柄>



<借金の有無>



<具体的な取組>

- ① 精神保健福祉センターに依存症専門相談員を配置し、県内の相談・回復支援体制の整備を図ります。また、相談者の相談経路を把握し、データを基に必要な対策を検討していきます。
【精神保健福祉センター】
- ② 保健所や市町村、関係機関に対し、ギャンブル等依存症である者が適切な治療や支援により回復できることを認識した上で、本人やその家族のニーズに合わせた回復支援の方法を確実につなげられるように、相談支援を行う人材の育成を図るため、依存症支援者研修を行います。
【精神保健福祉センター】
- ③ ギャンブル等依存症である者及びその家族を対象に電話や来所相談を実施します。また、相談者の状況に応じた回復支援の方法を提案し、医療機関や自助グループ、家族の会、回復施設、債務整理機関等を含めて、適切な関係機関が連携して支援に取り組めます。
【精神保健福祉センター、保健所】
- ④ ギャンブル等依存症問題の早期発見・早期介入のため、県民や事業者に対する研修会等の機会にギャンブル等依存症のセルフチェックシートについて周知します。
【精神保健福祉センター、保健所】
- ⑤ 家庭内のあらゆる問題の背景にギャンブル等依存症に関する問題がないか早期発見、早期介入を行うため、相談支援者に対し、ギャンブル等依存症相談対応マニュアル(令和2年3月消費者庁・金融庁作成)を活用し、適切な対応を周知します。
【精神保健福祉センター、保健所】
- ⑥ 相談先や自助グループをはじめとする民間団体等のリーフレット等を作成し、公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所に対し配布します。
【こころの健康づくり推進室】
- ⑦ 公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所においては、ホームページや広報誌等を活用し、相談窓口や自助グループをはじめとする民間団体等の周知を行います。

- ⑧ 公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所においては、相談窓口を設置し、当該相談先の告知ポスターを施設内に掲示するとともに、ホームページで周知します。
- ⑨ ぱちんこ営業所においては「安心パチンコ・パチスロアドバイザー」を配置し、依存症防止対策の強化を図ります。
- ⑩ 公営競技場、場外発売所及びぱちんこ営業所においては、ギャンブル等依存症に関する知識を有する人材を育成し、ギャンブル等依存症に関する相談があった場合に、円滑に対応できるよう従業員の研修を実施します。

6 医療提供体制の充実

<現状・課題>

- 県内 16 か所の精神科医療機関をギャンブル等依存症専門医療機関として選定しており、令和 6 年度に県内専門医療機関を受診したギャンブル等依存症患者数は、外来 545 人、入院 51 人となっています。[表 7]
- 専門医療機関の受診者数は年々増加していますが、ギャンブル等依存が疑われる者の県内推計者数と比較すると少ないことから、身近な地域で治療を受けられるよう、引き続き専門医療機関の選定に努め、周知を図ることが必要です。
- また、適切な医療の提供を行うため、医療従事者の診療の質の向上が求められます。このため、ギャンブル等依存症治療拠点機関として選定している福岡県立精神医療センター太宰府病院において、県内の医療機関の職員を対象とした、医療研修を実施しています。

[表 7] 県内の専門医療機関の外来受診・入院患者数の推移(実人数)

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
ギャンブル依存症外来受診患者数	335人	286人	320人	486人	545人
(上記のうち新規外来受診患者数)	149人	116人	168人	274人	275人
ギャンブル依存症入院患者数	43人	29人	56人	61人	51人
(上記のうち初回入院患者数)	29人	20人	41人	46人	35人
(参考) 依存症専門医療機関数	13機関	13機関	15機関	15機関	15機関

県内の専門医療機関診療実績より

<具体的な取組>

- ① 治療拠点機関による医療従事者への研修を実施し、診療の質の向上を図るとともに、各保健医療圏域ごとに 1 か所以上の専門医療機関の選定に努めます。
【こころの健康づくり推進室】
- ② 事例検討等を通じて医療機関間の連携を図ります。
【精神保健福祉センター】
- ③ 県民が受診しやすい環境をつくるため、ギャンブル等依存症専門医療機関について、ホームページ等を用いて周知を図ります。
【こころの健康づくり推進室】

7 多機関連携の構築

<現状・課題>

- 地域において、福祉関連従事者は、各相談支援にあたり必要に応じて依存症相談窓口等を案内し、自助グループをはじめとする民間団体は、ギャンブル等依存症からの回復に重要な役割を担っています。
- 県内各地で活動し、ギャンブル等依存症からの回復を目指す本人の集まりや、ギャンブルの問題で影響を受けた家族等の集まりでは、自分の思い等を述べ、互いの話を聞き、経験を共有するミーティングを開催しています。
- 「一般社団法人ギャンブル依存症家族の会福岡」や「ギャンブル依存症を考える会福岡」では、本人や家族等の相談を受け必要な情報を提供し、自助グループ、医療、行政、回復施設等と連携しながら、問題解決までの寄り添い型伴走支援の他、依存症に関する知識の啓発や予防教育を行っています。
- また、ギャンブル等依存症からの回復と自立を支援する「ジャパンマック福岡」等の施設も設置されており、依存症者の自立訓練（生活訓練）や就労支援・共同生活援助等を通じて依存症からの回復を支えています。
- ギャンブル等依存症の方や家族等に対する包括的な支援を実施するためには、関係機関との連携を図る必要があるため、医療機関、回復支援等民間団体、司法関係者、関係事業者及び行政機関等をメンバーとする連携会議を開催しています。引き続きギャンブル等依存症の支援に関わる関係機関との連携を強化することが必要です。

<具体的な取組>

- ① 自助グループをはじめとする民間団体においては、ギャンブル等依存症に関する正しい情報を社会全体に啓発し、ギャンブル等依存症に対する理解を促し、早期発見・早期治療につなげます。
- ② 精神保健福祉センターにおいては、依存症回復支援プログラムを実施し、必要に応じ、医療機関や自助グループをはじめとする民間団体を紹介します。
【精神保健福祉センター】
- ③ 多重債務や生活困窮等の支援を提供するなかで、適宜、必要と思われる機関につなぎます。

- ④ ギャンブル等依存症患者の就業にあたって、医療機関の受診や、自助グループへの参加ができるよう、ハローワーク等と連携し、雇用主に対する理解を促進します。
【精神保健福祉センター、保健所】
- ⑤ ギャンブル等依存症患者及び家族に対し、相談に合わせた回復支援方法の提示、アクセス制限制度や関係機関の紹介など回復に向けた情報提供や相談支援を確実にを行います。相談機関においては、司法書士等との連携を強化します。
【精神保健福祉センター、保健所】
- ⑥ ギャンブル等依存症からの回復には、自助グループの活動等に継続して参加することが必要なため、自助グループをはじめとする民間団体の活動等を支援します。
【こころの健康づくり推進室、精神保健福祉センター、保健所】
- ⑦ ギャンブル等依存症関連問題に関する啓発の取組みをより効果的に推進するため、自助グループをはじめとする民間団体と連携し、地域連携の強化を図ります。
【こころの健康づくり推進室、精神保健福祉センター、保健所】
- ⑧ 相談から治療、回復支援まで円滑につなげることができるよう、行政、医療機関、家族会及び回復施設等関係機関が参加する連携会議を活用し、国の調査研究や実態調査の結果をもとに本県の現状分析などに努め、情報共有を行い、連携支援体制を強化します。
【こころの健康づくり推進室、精神保健福祉センター、保健所】
- ⑨ 庁内各課で構成する連絡会議において、課題等を共有することで、相互に連携を図り、全庁的にギャンブル等依存症対策に取り組めます。
【こころの健康づくり推進室、精神保健福祉センター】

□ 各種相談先一覧

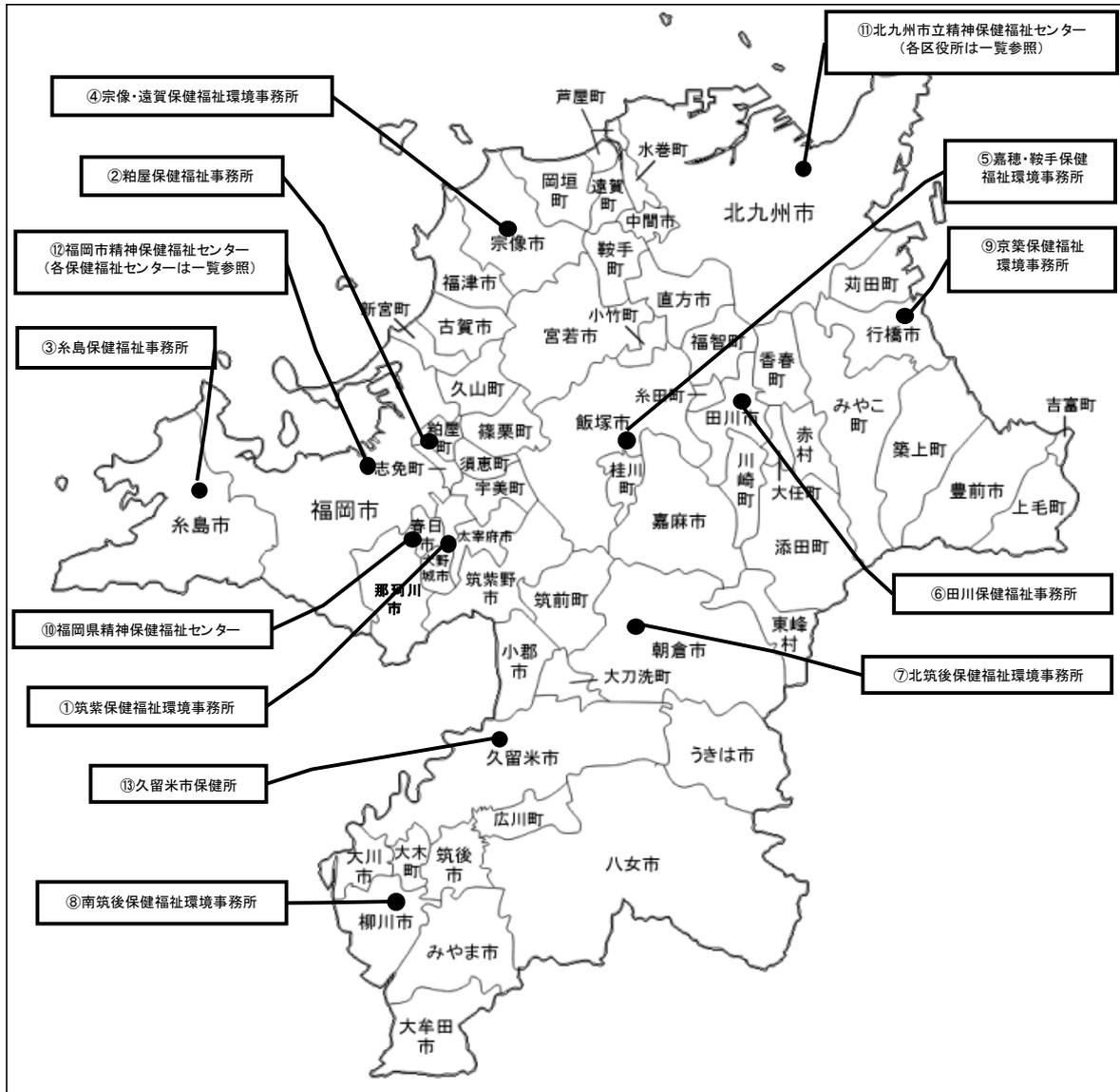
(1) 依存症相談拠点

名 称	電話番号
福岡県精神保健福祉センター	092-582-7500
北九州市立精神保健福祉センター	093-522-8729
福岡市精神保健福祉センター	092-737-8829

(2) 保健所

名 称	電話番号	管轄地域
筑紫保健福祉環境事務所	092-513-5585	筑紫野市、春日市、大野城市、太宰府市、那珂川市
粕屋保健福祉事務所	092-939-1185	古賀市、粕屋郡
糸島保健福祉事務所	092-322-3326	糸島市
宗像・遠賀保健福祉環境事務所	0940-36-2473	宗像市、福津市、中間市、遠賀郡
嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所	0948-21-4875	直方市、宮若市、飯塚市、嘉麻市、鞍手郡、嘉穂郡
田川保健福祉事務所	0947-42-9307	田川市、田川郡
北筑後保健福祉環境事務所	0946-22-3965	朝倉市、朝倉郡、小郡市、うきは市、三井郡
南筑後保健福祉環境事務所	0944-72-2176	大牟田市、八女市、筑後市、大川市、柳川市、みやま市、八女郡、三潞郡
京築保健福祉環境事務所	0930-23-2966	行橋市、豊前市、京都郡、築上郡
久留米市保健所	0942-30-9728	久留米市
東区保健福祉センター	092-645-1079	福岡市東区
博多区保健福祉センター	092-419-1092	福岡市博多区
中央区保健福祉センター	092-761-7339	福岡市中央区
南区保健福祉センター	092-559-5118	福岡市南区
城南区保健福祉センター	092-831-4209	福岡市城南区
早良区保健福祉センター	092-851-6015	福岡市早良区
西区保健福祉センター	092-895-7074	福岡市西区

(参考) 保健所及び精神保健福祉センターの県内所在地図



(3) 民間団体

一般社団法人 ギャンブル依存症家族の会福岡

【目的】 ギャンブル依存症の家族が安心して相談できる居場所作り、また司法、行政、医療、職場、教育現場などとの連携によりギャンブル問題の啓発と予防教育の推進を図ることを目的とします。

【内容】 月1回の家族の会、当事者会の開催
啓発セミナーの開催
企業からの要望によるセミナーの開催
駅前でのチラシ配布
高校、専門学校、大学での予防教育実施

対象	ミーティング		連絡先	
	日時	会場(住所)	代表者 / 住所 / TEL	メール / ホームページ
ギャンブル依存症 問題で悩んでいる 家族、友人。 司法、行政、医療 職場、教育関係機関 の支援者 また援助職の方々。	家族の会・当事者会 (毎月1回) 日程・詳細はホーム ページにてご確認く ださい。	【会場】 久留米シティプラザ会議室 【住所】 福岡県久留米市六ツ門町 8-1 (福岡県内にて出張家族会開催 もあります。企業向けセミナー、 予防教育では出張可。)	【代表者】 代表理事 村田 磨美 【住所】 〒830-0021 久留米市篠山町12-3 パークノヴァ 302号 ギャンブル依存症問題を 考える会内事務局 【TEL】 090-2713-1684	【メール】 gdfamweb@gmail.com 【HP】 https://gdfam.org

公益社団法人 ギャンブル依存症問題を考える会

【目的】 ・ギャンブル依存症に関する正しい知識の啓発
・ギャンブル依存症問題を抱える当事者、家族に向けて、情報及び必要な支援の提供
・青少年や社会に向けたギャンブル依存症の予防教育の実施
・支援者同士の連携づくり
・政策提言

【内容】 ・ギャンブル依存症基礎講座
・ギャンブル依存症当事者家族の相談会
・ギャンブル依存症に係る啓発活動
・ギャンブル依存症に関する研究、出版物の発刊、啓発動画の制作、ポータルサイトの作成・運営
・ギャンブル依存症相談電話対応
・ギャンブル依存症当事者向けZOOMミーティングの実施

対象	活動開催	連絡先	
		代表者 / TEL / FAX / 住所	メール / ホームページ
ギャンブル依存症当事者、 家族、回復施設関係者、 医療従事者、 行政機関関係者、 関係事業者、 その他ギャンブル依存症 に興味・関心のある方々	070-4501-9625 (相談専用) ZOOMミーティング 土曜・日曜 昼の部9:00～ 夜の部21:00～ 月曜・水曜・金曜 昼の部14:00～ 夜の部21:00～ 講座や相談会は、 https://scga.jp/ にてご確認ください	【代表者】 田中 紀子 【TEL】 03-3555-1725 【FAX】 03-6222-8128 【住所】 〒104-0033 東京都中央区新川1-21-5 茅場町タワー106号	【メール】 info@scga.jp 【HP】 https://scga.jp/

ジャパンマック福岡

【目的】 アルコールやギャンブル依存症の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症、アダルトチャイルドの回復のお手伝いもいたします。また、ご家族の方の相談も受け付けています。

【内容】 (1) 12ステップを中心としたミーティング
(2) 生活訓練—清掃や調理実習など
(3) 12ステップグループのセミナー等への参加

対象	活動開催		連絡先	
	日時	会場(住所)	TEL / FAX	メール / ホームページ
アルコール依存症やギャンブル依存症本人の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症など本人、アダルトチャイルドで、依存症からの回復への意欲のある方	年中無休	[会場] ジャパンマック福岡施設内 [住所] 福岡市博多区堅粕3-19-19	[TEL] 092-292-0182 [FAX] 092-292-0183	[メール] jmacfukuoka@japanmac.or.jp [HP] http://japanmac.or.jp/ jmacfukuoka/

地域活動支援センター 北九州マック

【目的】 アルコールやギャンブル依存症の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症、アダルトチャイルドの回復のお手伝いもいたします。また、ご家族の方の相談も受け付けています。

【内容】 (1) 12ステップを中心としたミーティング
(2) 生活訓練—清掃や調理実習など
(3) 12ステップグループのセミナー等への参加

対象	活動開催		連絡先	
	日時	会場(住所)	TEL / FAX	メール / ホームページ
アルコール依存症やギャンブル依存症本人の他にも、買い物依存症、ゲーム依存症(ネット依存)、共依存症など本人、アダルトチャイルドで、依存症からの回復への意欲のある方	年中無休	[会場] 北九州マック施設内 [住所] 北九州市小倉北区 大手町6-27 管工事協同組合ビル3F	[TEL] 093-967-7691 [FAX] 093-967-7692	[メール] mac.kitakyushu@japanmac.or.jp [HP] http://japanmac.or.jp/ kitakyushumac/

GA (ギャンブラーズ・アノニマス)

【目的】 経験と力と希望を分かち合って共通の問題を解決し、ギャンブル依存症からの回復を目指す。

【内容】 12ステップを使ったミーティング(オープン)(言いつばなし、聞きつばなし)。
ギャンブル以外の依存症で悩んでいる方の参加も可能なグループもある。
(※会場は場所を借りているのみであり、会場へ直接問い合わせることは不可。)

対象	グループ	ミーティング	連絡先	
			住所 / FAX / メール / ホームページ	
<p>※オープンミーティングにはどなたでも参加していただけます(本人・家族・友人・医療・援助職関係者)。</p> <p>※クローズドミーティングには、ギャンブル依存症本人のみの参加とさせていただきます。</p>	福岡県内 28グループ	<p>北九州地区 5箇所、福岡地区 18箇所、筑豊地区 2箇所、筑後地区 3箇所 で開催(令和7年9月30日現在)。</p> <p>会場、ミーティング形式等詳細は、右記のホームページに掲載していますので、ご覧ください。</p> <p>参加希望者は直接、会場までお越し下さい。 (予約不要)</p>	<p>GA 日本インフォメーションセンター ※現在JIC(GA日本インフォメーションセンター)には常駐のスタッフがおりません。 お問い合わせは郵送・FAXまたはメールにて承っております。お返事に時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。また、ご返答できない場合もありますので、ご理解のほど、よろしく願いたします。</p> <p>[住所] 〒242-0017 神奈川県大和市大和東3-14-6 KNハウス101 [FAX] 050-3737-8704 [メール] gajapan@rj9.so-net.ne.jp [HP] http://www.gajapan.jp/</p>	

ギャマノン

【目的】 家族や友人のギャンブル依存症の問題について、仲間と抱えている悩み苦しみを分かち合い、自分自身の幸せについて考える。
また、ギャンブル依存症という病気について知り、正しい対処の仕方を学ぶ。

【内容】 匿名の「言いつばなし、聞きつばなし」のミーティングで、抱えている悩みや苦しみを分かち合う。

対象	グループ名	ミーティング		連絡先		
		日時	会場(住所)	メール / TEL	ホームページ	
クローズド	ギャマノン 八幡西	毎週土曜日 13:00- 15:00 毎月第1・3 水曜日 19:00- 21:00	[会場] 北九州市立黒畑市民センター [住所] 北九州市八幡西区幸神3-4-3	<p>ギャマノン本部</p> <p>[HP] https://www.gam-anon.jp/</p>		
オープン	ギャマノン 筑豊	毎月第2,4 土曜 10:00- 12:00	[会場] 飯塚市 立岩交流センター [住所] 福岡県飯塚市新立岩8-13			[メール] gamanon.chikuhou@gmail.com
オープン	ギャマノン 福岡	毎週土曜日 19:00- 21:00 (第5土曜は休みの場合あり)	[会場] 大浜公民館 2F [住所] 福岡市博多区下呉服町10-15			[メール] gamanon.fukuoka@gmail.com
オープン	ギャマノン 大野城	毎週土曜日 16:00- 18:00	[会場] 大野城市中央コミュニティセンター [住所] 大野城市中央1-5-1			[メール] gamanon.ohnojo@gmail.com
オープン	ギャマノン ちくし	毎週火曜日 19:30- 21:20 毎週水曜日 12:30- 14:30	[会場] 筑紫野市生涯学習センター (パープルプラザ) 3F [住所] 筑紫野市二日市南1-9-3			[メール] gamanon.chikushi@gmail.com
オープン	ギャマノン 久留米	毎週木曜日 19:00- 21:00	[会場] えーるピア久留米 [住所] 久留米市諏訪野町1830-6			[TEL] 090-4580-1516 [メール] gamanon.kurume@gmail.com

GAF(A)(Gambling Families Anonymous)

【目的】 ギャンブルの問題を抱える人の家族や友人が集まり、互いに経験を分かち合いながら心の回復と健全な対応を学ぶための自助グループです。

【内容】 ギャンブルに問題を持つ人の家族や友人が集まってミーティングを行っています。名前や職業などの個人情報を明かす必要のない匿名の場です。定期的にミーティングを開き安心して話せる環境を提供しています。福岡県内で9か所のミーティング会場があります。また、GAF(A)メンバーとして、自分の体験やプログラムの内容 GAF(A)の役割や効果を発信していきます。
※ミーティング毎週開催。臨時休会や会場変更はXでお知らせいたします。

対象	グループ名	ミーティング		連絡先	
		日時	会場(住所)	メール	ホームページ
ギャンブルに問題を持つ人の家族や友人	小倉城野ステップ	毎週月曜日 19:15-20:15	[会場] 城野市民センター [住所] 北九州市小倉南区富士見3-1	[メール] gafa.jyono@gmail.com	[HP] https://gafa-official.org/ ※お問合せフォーム https://gafa-official.org/contact/
	福岡みなみステップ	毎週土曜日 10:00-12:00	[会場] 福岡みなみ市民センター [住所] 福岡市南区塩原2丁目8-2	[メール] gafa.fukuokaminamistep@gmail.com	
	糸島さいとステップ	毎週月曜日 19:00-21:00	[会場] ①さいとびあ第3会議室 ②周船寺公民館(最終週のみ) [住所] ①福岡市西区西都2丁目1-1 ②福岡市西区大字飯氏876-1	[メール] gafa.saito@gmail.com	
	西新ステップ	毎週金曜日 19:00-20:00	[会場] 西新カトリック教会 2F [住所] 福岡市早良区西新3-14-1	[メール] gafa.nishijinstep@gmail.com	
	古賀ステップ	毎週木曜日 19:15-21:00	[会場] リーバス古賀 [住所] 古賀市中央2丁目13-1	[メール] gafa.koga@gmail.com	
	小郡ステップ	毎週水曜日 19:00-21:00	[会場] 小郡市生涯学習センター [住所] 小郡市大板井1180番地1	[メール] gafa.ogoristep@gmail.com	
	柳川ステップ	毎週火曜日 19:00-20:00	[会場] 藤吉コミュニティセンター [住所] 柳川市三橋町高畑256	[メール] gafa.yanagawastep2025@gmail.com	
	おおむたステップ	毎週金曜日 19:00-20:00	[会場] おおむたアリーナ [住所] 大牟田市宝坂町2丁目92番地	[メール] gafa.oomotastep@gmail.com	
	久留米アザレア	毎週金曜日 13:10-14:40	[会場] 久留米市市民活動センター みんくる [住所] 久留米市六ツ門町3-11 6F	[メール] gafa.kurumeazarea@gmail.com	

北九州無限会

【目的】 依存症(アディクション)からの回復と成長。

【内容】 テーマミーティングでの経験と希望の分かち合い。

対象	活動開催	連絡先	
	会場(住所)	代表者 / 住所	TEL
依存症者(全て)と 家族・知人・医療行政 関係者	毎週火曜日19:00-20:30 【会場】 黒畑市民センター 【住所】 北九州市八幡西区幸神3-4-3 ※第5週火曜日、火曜日が祝日の場合、八幡西 生涯学習センター(コムシティ内)へ変更	【代表者】 三好 将夫(アノニマスネーム ー心) 【住所】 〒806-0055 北九州市八幡西区幸神3-6-4	【TEL】 080-5600-4321 ※メッセージ送信はCメール (SMS)で受信可能

特定非営利活動法人 依存症リハビリ施設フリーダム福岡

【目的】 依存症からの回復

【内容】 ミーティング(グループセラピー)、自助グループ開催(AA、GA)、メッセージ活動(病院・行政等)

対象	活動開催	連絡先
	会場(住所) / 日時	代表者 / 住所 / TEL / FAX
依存症全般	・表野会場(フリーダム福岡) 【住所】 福岡市博多区表野5-22-17 月曜日～土曜日 午前9:00-10:30 午後13:00-14:30 日曜日 午後13:00-14:30 ・よろづや会場(自助グループ) 【住所】福岡県福岡市博多区銀天町 3丁目5-19 AA 毎週火曜日 13:00-14:30 毎週木曜日 19:00-20:30 GA 毎週月曜日 13:00-14:30 毎週金曜日 19:00-20:30	【代表者】 川上 めぐみ 【住所】 〒812-0882 福岡市博多区表野5-22-17 【TEL/FAX】 092-574-1014

特定非営利活動法人 依存症リハビリ施設 フリーダム福岡鈴蘭

【目的】 ミーティングを命とし、依存物質から解放され、よりよく人間らしく生きて行きたいという意思を持った仲間を手助けする事。

【内容】 ミーティング、メッセージ活動、内職、手芸作業、農作業及び店頭販売

対象	活動場所	連絡先
		代表者 / 住所 / TEL / FAX
依存症の女性の方	福岡市博多区銀天町3-5-19-2F	【代表者】 川上 めぐみ 【住所】 〒812-0879 福岡市博多区銀天町3-5-19-2F 【TEL/FAX】 092-584-6622

特定非営利活動法人 依存症から市民を守る会

【目的】 私たちは、一般市民に対する依存症の予防・啓発ならびに依存症者本人及びその家族らに対する回復の支援を行い地域社会の福祉の向上に寄与することを目的にしています。

【内容】 依存症についての講演会 年2回
 依存症についての勉強会及び相談会 毎月1回
 飲酒運転撲滅活動 年3回

対象	活動開催		連絡先	
	日時	会場(住所)	代表者 / TEL / FAX / 住所	メール / ホームページ
依存症者本人 家族、医療関係者、 依存症に関心のある 方	依存症勉強会 及び相談会 毎月第4月曜日 19:00-20:30	[会場] えーるピア久留米 [住所] 久留米市諏訪野町 1830-6	[代表者] 石井 清 [TEL] 080-6405-7880 [FAX] 0943-77-3737 [住所] 〒839-1405 うきは市浮羽町古川 137	[メール] itomaru137ki@gmail.com [HP] https://izonsyokurume.jimdofree.com/

(4) 依存症専門医療機関等一覧

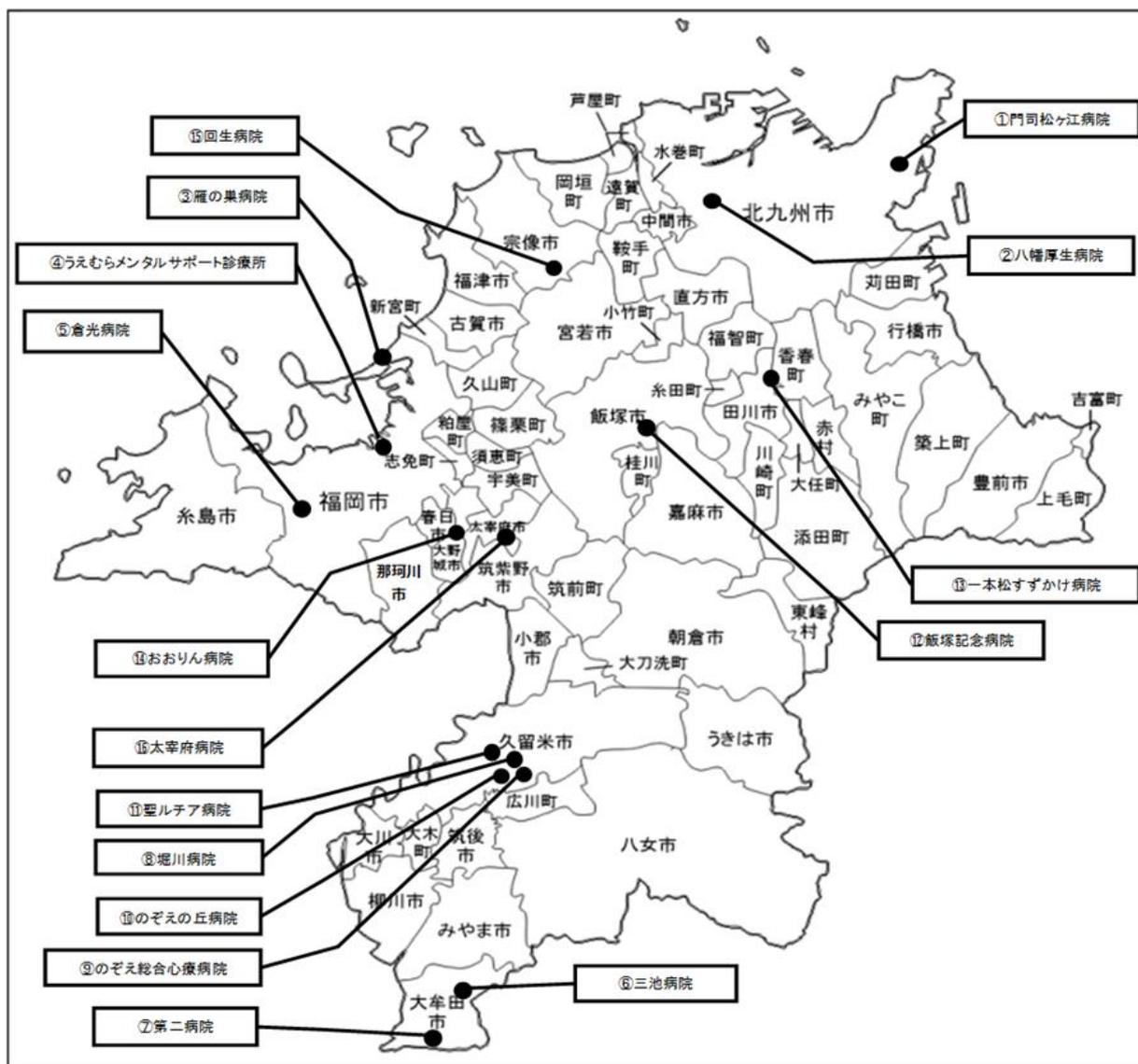
依存症専門医療機関（令和7年9月現在）

名 称	所 在 地	電話番号
①門司松ヶ江病院	北九州市門司区大字畑 355	093-481-1281
②八幡厚生病院	北九州市八幡西区里中 3-12-12	093-691-3344
③雁の巣病院	福岡市東区雁の巣 1-26-1	092-606-2861
④うえむらメンタル サポート診療所	福岡市博多区綱場町 5-1 初瀬屋福岡ビル 6F	092-260-3757
⑤倉光病院	福岡市西区大字飯盛 664-1	092-811-1821
⑥三池病院	大牟田市大字三池 855	0944-53-4852
⑦第二病院	大牟田市下池町 29	0944-52-8881
⑧堀川病院	久留米市西町 510	0942-38-1200
⑨のぞえ総合心療病院	久留米市藤山町 1730	0942-22-5311
⑩のぞえの丘病院	久留米市上津町 2543-1	0942-22-3980
⑪聖ルチア病院	久留米市津福本町 1012	0942-33-1581
⑫飯塚記念病院	飯塚市鶴三緒 1452-2	0948-22-2316
⑬一本松すずかけ病院	田川市大字夏吉 142	0947-44-2150
⑭おおりん病院	大野城市中央 1-13-8	092-581-1445
⑮回生病院	宗像市朝町 200-1	0940-33-3554
⑯県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条 3-8-1	092-922-3137

依存症拠点医療機関

名 称	所 在 地	電話番号
⑯県立精神医療センター 太宰府病院	太宰府市五条 3-8-1	092-922-3137

(参考) ギャンブル等依存症専門医療機関所在地図



(5) 多重債務等に関する主な相談先

名称、相談日時等	電話番号
○福岡県消費生活センター (月～金／9:00～16:30、日／10:00～16:00) ※日曜日は電話相談のみ	092-632-0999
○消費者ホットライン ※お近くの市区町村や都道府県の消費生活センター等の生活相談窓口をご案内します。	188
○法テラス・サポートダイヤル (月～金／9:00～21:00、土／9:00～17:00)	0570-078-374
○福岡県弁護士会法律相談センター(多重債務相談無料) ※天神、北九州、久留米、飯塚等 15 箇所の法律相談センターにて、多重債務相談を無料で受け付けております。	0570-783-552
○福岡県司法書士会総合相談センター 司法書士紹介(月～金／10:00～16:00) 無料電話相談(月～金／18:00～20:00)	0570-783-544
○福岡財務支局(多重債務相談窓口) (月～金／9:00～17:00、祝休日、年末年始を除く)	092-411-7291
○日本クレジットカウンセリング協会 福岡相談室 (月～金／10:00～12:40、14:00～16:40)	0570-031-640

【参考資料】

平成三十年法律第七十四号

ギャンブル等依存症対策基本法

目次

第一章 総則（第一条—第十一条）

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等（第十二条・第十三条）

第三章 基本的施策（第十四条—第二十三条）

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部（第二十四条—第三十六条）

附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この法律は、ギャンブル等依存症がギャンブル等依存症である者等及びその家族の日常生活又は社会生活に支障を生じさせるものであり、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の重大な社会問題を生じさせていることに鑑み、ギャンブル等依存症対策に関し、基本理念を定め、及び国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、ギャンブル等依存症対策の基本となる事項を定めること等により、ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民の健全な生活の確保を図るとともに、国民が安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条 この法律において「ギャンブル等依存症」とは、ギャンブル等（法律の定めるところにより行われる公営競技、ぱちんこ屋に係る遊技その他の射幸行為をいう。第七条及び第九条の二第二項第一号において同じ。）にのめり込むことにより日常生活又は社会生活に支障が生じている状態をいう。

（基本理念）

第三条 ギャンブル等依存症対策は、次に掲げる事項を基本理念として行われなければならない。

一 ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための対策を適切に講ずるとともに、ギャンブル等依存症である者等及びその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるように支援すること。

二 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、ギャンブル等依存症に関連して生ずるこれらの問題の根本的な解決に資するため、これらの問題に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮が

なされるものとする。

(アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携への配慮)

第四条 ギャンブル等依存症対策を講ずるに当たっては、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携が図られるよう、必要な配慮がなされるものとする。

(国の責務)

第五条 国は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第六条 地方公共団体は、第三条の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症対策に関し、国との連携を図りつつ、その地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係事業者の責務)

第七条 ギャンブル等の実施に係る事業のうちギャンブル等依存症の発症、進行及び再発に影響を及ぼす事業を行う者（第十五条及び第三十三条第二項において「関係事業者」という。）は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力するとともに、その事業活動を行うに当たって、ギャンブル等依存症の予防等（発症、進行及び再発の防止をいう。以下同じ。）に配慮するよう努めなければならない。

(国民の責務)

第八条 国民は、ギャンブル等依存症問題（ギャンブル等依存症及びこれに関連して生ずる多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題をいう。以下同じ。）に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うよう努めなければならない。

(ギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者の責務)

第九条 医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者は、国及び地方公共団体が実施するギャンブル等依存症対策に協力し、ギャンブル等依存症の予防等及び回復に寄与するよう努めなければならない。

(違法オンラインギャンブル等ウェブサイトを表示する行為等の禁止)

第九条の二 インターネットを利用して不特定の者に対し情報の発信を行う者（ウェブサイトにおいて、単に発信された情報の不特定の者への提示の機会を提供しているに過ぎない者を除く。）は、次に掲げる行為をしてはならない。

一 国内にある不特定の者に対し違法オンラインギャンブル等ウェブサイト又は違法オンラインギャンブル等プログラムを表示する行為

二 インターネットを利用して国内にある不特定の者に対し違法オンラインギ

ャンブル等に誘導する情報を発信する行為

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 違法オンラインギャンブル等 ギャンブル等のうち、国内においてインターネットを利用して違法に行われるもの

二 違法オンラインギャンブル等ウェブサイト ウェブサイトのうち、当該ウェブサイトにおいて違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの

三 違法オンラインギャンブル等プログラム プログラムのうち、当該プログラムの利用に際し違法オンラインギャンブル等を行う場を提供するもの
(ギャンブル等依存症問題啓発週間)

第十条 国民の間に広くギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深めるため、ギャンブル等依存症問題啓発週間を設ける。

2 ギャンブル等依存症問題啓発週間は、五月十四日から同月二十日までとする。

3 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の趣旨にふさわしい事業が実施されるよう努めるものとする。

(法制上の措置等)

第十一条 政府は、ギャンブル等依存症対策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

第二章 ギャンブル等依存症対策推進基本計画等

(ギャンブル等依存症対策推進基本計画)

第十二条 政府は、ギャンブル等依存症対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、ギャンブル等依存症対策の推進に関する基本的な計画（以下「ギャンブル等依存症対策推進基本計画」という。）を策定しなければならない。

2 ギャンブル等依存症対策推進基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の時期を定めるものとする。

3 内閣総理大臣は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを国会に報告するとともに、インターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5 政府は、適時に、第二項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6 政府は、ギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及びギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を

踏まえ、少なくとも三年ごとに、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。

7 第三項及び第四項の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更について準用する。

(都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画)

第十三条 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。

2 都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画は、医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第三十条の四第一項に規定する医療計画、健康増進法（平成十四年法律第百三号）第八条第一項に規定する都道府県健康増進計画、アルコール健康障害対策基本法（平成二十五年法律第百九号）第十四条第一項に規定する都道府県アルコール健康障害対策推進計画その他の法令の規定による計画であってギャンブル等依存症対策に関連する事項を定めるものと調和が保たれたものでなければならない。

3 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。

第三章 基本的施策

(教育の振興等)

第十四条 国及び地方公共団体は、国民がギャンブル等依存症問題に関する関心と理解を深め、ギャンブル等依存症の予防等に必要な注意を払うことができるよう、家庭、学校、職場、地域その他の様々な場におけるギャンブル等依存症問題に関する教育及び学習の振興並びに広報活動等（第九条の二第二項第一号に掲げる違法オンラインギャンブル等を行うことが禁止されている旨の周知徹底を図るための措置を含む。）を通じたギャンブル等依存症問題に関する知識の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(ギャンブル等依存症の予防等に資する事業の実施)

第十五条 国及び地方公共団体は、広告及び宣伝、入場の管理その他の関係事業者が行う事業の実施の方法について、関係事業者の自主的な取組を尊重しつつ、ギャンブル等依存症の予防等が図られるものとなるようにするために必要な施策を講ずるものとする。

(医療提供体制の整備)

第十六条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等がその居住する地域にかかわらず等しくその状態に応じた適切な医療を受けることができるよう、ギャンブル等依存症に係る専門的な医療の提供等を行う医療機関の整備その他の医療提供体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(相談支援等)

第十七条 国及び地方公共団体は、精神保健福祉センター（精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第百二十三号）第六条第一項に規定する精神保健福祉センターをいう。第二十条において同じ。）、保健所、消費生活センター（消費者安全法（平成二十一年法律第五十号）第十条の二第一項第一号に規定する消費生活センターをいう。第二十条において同じ。）及び日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。第二十条において同じ。）における相談支援の体制の整備その他のギャンブル等依存症である者等及びその家族に対するギャンブル等依存症問題に関する相談支援等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(社会復帰の支援)

第十八条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等の円滑な社会復帰に資するよう、就労の支援その他の支援を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

(民間団体の活動に対する支援)

第十九条 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症である者等が互いに支え合ってその予防等及び回復を図るための活動その他の民間団体が行うギャンブル等依存症対策に関する自発的な活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

(連携協力体制の整備)

第二十条 国及び地方公共団体は、第十四条から前条までの施策の効果的な実施を図るため、第十六条の医療機関その他の医療機関、精神保健福祉センター、保健所、消費生活センター、日本司法支援センターその他の関係機関、民間団体等の間における連携協力体制の整備を図るために必要な施策を講ずるものとする。

(人材の確保等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、医療、保健、福祉、教育、法務、矯正その他のギャンブル等依存症対策に関連する業務に従事する者について、ギャンブル等依存症問題に関し十分な知識を有する人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、ギャンブル等依存症の予防等、診断及び治療の方法に関する研究その他のギャンブル等依存症問題に関する調査研究の推進並びにその成果の普及のために必要な施策を講ずるものとする。

(実態調査)

第二十三條 政府は、三年ごとに、ギャンブル等依存症問題の実態を明らかにするため必要な調査を行い、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

第四章 ギャンブル等依存症対策推進本部

(設置)

第二十四條 ギャンブル等依存症対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、ギャンブル等依存症対策推進本部（以下「本部」という。）を置く。

(所掌事務)

第二十五條 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案の作成及び実施の推進に関すること。
 - 二 関係行政機関がギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づいて実施する施策の総合調整及び実施状況の評価に関すること。
 - 三 前二号に掲げるもののほか、ギャンブル等依存症対策で重要なものの企画及び立案並びに総合調整に関すること。
- 2 本部は、次に掲げる場合には、あらかじめ、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の意見を聴かななければならない。
- 一 ギャンブル等依存症対策推進基本計画の案を作成しようとするとき。
 - 二 前項第二号の評価について、その結果の取りまとめを行おうとするとき。
- 3 前項（第一号に係る部分に限る。）の規定は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の変更の案の作成について準用する。

(組織)

第二十六條 本部は、ギャンブル等依存症対策推進本部長、ギャンブル等依存症対策推進副本部長及びギャンブル等依存症対策推進本部員をもって組織する。

(ギャンブル等依存症対策推進本部長)

第二十七條 本部の長は、ギャンブル等依存症対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣官房長官をもって充てる。

- 2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

(ギャンブル等依存症対策推進副本部長)

第二十八條 本部に、ギャンブル等依存症対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、国務大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。

(ギャンブル等依存症対策推進本部員)

第二十九条 本部に、ギャンブル等依存症対策推進本部員(次項において「本部員」という。)を置く。

2 本部員は、次に掲げる者(第一号から第十号までに掲げる者にあつては、副本部長に充てられたものを除く。)をもって充てる。

一 国家公安委員会委員長

二 内閣府設置法(平成十一年法律第八十九号)第十一条の特命担当大臣

三 内閣府設置法第十一条の二の特命担当大臣

四 総務大臣

五 法務大臣

六 文部科学大臣

七 厚生労働大臣

八 農林水産大臣

九 経済産業大臣

十 国土交通大臣

十一 前各号に掲げる者のほか、本部長及び副本部長以外の国务大臣のうちから、本部の所掌事務を遂行するために特に必要があると認める者として内閣総理大臣が指定する者

(資料提供等)

第三十条 関係行政機関の長は、本部の定めるところにより、本部に対し、ギャンブル等依存症に関する資料又は情報であつて、本部の所掌事務の遂行に資するものを、適時に提供しなければならない。

2 前項に定めるもののほか、関係行政機関の長は、本部長の求めに応じて、本部に対し、本部の所掌事務の遂行に必要なギャンブル等依存症に関する資料又は情報の提供及び説明その他必要な協力を行わなければならない。

(資料の提出その他の協力)

第三十一条 本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、地方公共団体、独立行政法人(独立行政法人通則法(平成十一年法律第百三号)第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。)及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成十五年法律第百十八号)第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。)の長並びに特殊法人(法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であつて、総務省設置法(平成十一年法律第九十一号)第四条第一項第八号の規定の適用を受けるものをいう。)の代表者に対して、資料の提出、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 本部は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(ギャンブル等依存症対策推進関係者会議)

第三十二条 本部に、第二十五条第二項(同条第三項において準用する場合を含む。)に規定する事項を処理するため、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議(次条において「関係者会議」という。)を置く。

第三十三条 関係者会議は、委員二十人以内で組織する。

2 関係者会議の委員は、ギャンブル等依存症である者等及びその家族を代表する者、関係事業者並びにギャンブル等依存症問題に関し専門的知識を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する。

3 関係者会議の委員は、非常勤とする。

(事務)

第三十四条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

(主任の大臣)

第三十五条 本部に係る事項については、内閣法(昭和二十二年法律第五号)にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

(政令への委任)

第三十六条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(検討)

2 本部については、この法律の施行後五年を目途として総合的な検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

3 前項に定める事項のほか、この法律の規定については、この法律の施行後三年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、必要があると認められるときは、その結果に基づいて所要の措置が講ぜられるものとする。

附 則 (令和三年五月一九日法律第三六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和三年九月一日から施行する。

附 則 (令和七年六月二五日法律第七六号)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議

平成三十年七月五日
参議院内閣委員会

ギャンブル等依存症対策基本法案に対する付帯決議

本法の施行に当たっては、次の諸点について適切に対応するべきである。

- 一 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づくギャンブル等依存症対策の実効性を最大限確保するため、徹底したP D C Aサイクルに基づく取組を推進すること。
- 二 政府は、本法の基本理念にのっとり、包括的なギャンブル等依存症対策の必要性について留意しつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定に際しては、啓発を含む広告及び宣伝の在り方、入場管理の在り方、本人や家族の申告に基づく利用制限の在り方、相談窓口の在り方、インターネット投票における対応の在り方等を検討すること。
- 三 政府は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の策定及び施策の推進に当たっては、ギャンブル等依存症の患者等の支援等を始めとする取組の実態を十分に調査の上、必要とされる対策を検討すること。
- 四 本法第七条に定める関係事業者は、本法がギャンブル等依存症により不幸な状況に陥る人をできるだけ少なくするためのものであることを踏まえ、その事業活動を行うに当たっては、ギャンブル等依存症の予防等に可能な限り配慮すること。
- 五 政府は、ギャンブル等依存症問題啓発週間の期間を定めた理由が、新年度に新たに大学生・社会人となった青少年や若い世代に対し、ギャンブル等依存症問題への関心と理解を深める機会を設けること等に鑑み、青少年に対しギャンブル等依存症問題に係る知識の普及に徹底して取り組むこと。
- 六 政府は、ギャンブル等依存症対策とアルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図りつつ、適切な予算の策定を行うよう配慮し、ギャンブル等依存症対策を着実に進めるための予算の確保に努めること。
- 七 政府は、ギャンブル等依存症が適切な治療と支援により回復が可能な疾患であることなど、ギャンブル等依存症に関する正しい知識の普及を図ること。

八 政府は、ギャンブル等依存症対策に係る連携協力体制の整備について、民間団体の取組と地域における公的機関との連携が確保されるものとなるよう、必要な施策を検討すること。

九 政府は、ギャンブル等依存症の治療に有効な薬物、治療方法や早期介入技法など、診断、治療、支援の方法に関する研究を推進するために、必要な措置を検討すること。

十 政府は、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の運営に当たっては、本法の基本理念にのっとり、ギャンブル等依存症である者等及びその家族の意見を十分に聴取すること。

十一 警察当局は、違法に行われるギャンブル等について、取締りを一層強化すること。

右決議する。



福岡県

福岡県ギャンブル等依存症対策推進計画

令和8年3月発行
福岡県保健医療介護部健康増進課
こころの健康づくり推進室
〒812-8577 福岡市博多区東公園7-7
電話 092-643-3265

福岡県行政資料	
分類記号 GA	所属コード 4400200
登録年度 07	登録番号 0002